香港における問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日商	(1)	ビザ取得義務	・【〇】 コロナ規制の緩和によって物流に関する規制は緩和・撤廃された。人の移動についても中国人・香港人のボーダー間の移動は問題ない。しかし日本人が香港及び中国域外国から中国本土に入境しようとする際にはM-VISAが必要となる。加えて取得のために時間を要する。	・中国政府に対し、コロナ前のように日本人がVISAなしで越境できるようにしてほしい。	
		日商	(2)	人材不足・雇用の困難	・【〇】 コロナによる行動規制が採られていた折、中間管理職、技術者が大量に海外に移住してしまったが、その補充が思うようにできない。またリモートワークのきかない運送、店舗店員といった現業部門のスタッフ不足も深刻となっている。	・香港内の資源だけでは十分な人材を供給できないため、外国からの労働者受け入れ、香港における外国人の生活立ち上げ支援を香港政府に提供してほしい。	
		日機輸	(3)	香港への派遣に伴う安全教育の受講義務	・2015年10月1日より香港法令改訂あり、派遣者本人が現地で認定された協会でグリーンカード講座を受講し、試験に合格する事が必要となった。ガスタービンのケーシング内などの狭隘な場所で作業をする場合には、上記講座と併せて閉所教育の受講及び試験の合格が必須となっている。是により香港入境後、サイト入構までに最大で2日間(不合格となれば更に追加日程)必要となる為、派遣調整が難しい。 （継続）	・会社単位での認定を取得する等、派遣者個人での受講義務を無くして欲しい。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	著名商標等冒用商号の登記問題	・世界的に著名な登録商標と同じ、または類似の商標を含む商号が多数、会社設立が容易な香港で登記されている。また、最近では中国大陸で登記される紛らわしい商号もある。これら著名商標冒用商号が中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される。	・著名商標等冒用商号の登記審査の厳格化。	

注：【〇】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。